

— 9月15日（月）より立入り方法が変わります —

国道6号の通行方法の変更に伴い、浪江町への立入り方法が以下のとおり変わりますので、ご承知おきください。

○国道6号上の2か所のゲートと県道36号上の1か所のゲート（下図の▲の地点）での通行証の確認が無くなります。

○国道6号以外の道路（国道114号、288号）からの立入り方法は、これまでと変わりません。

【注】帰還困難区域の住民の方が立ち入る際は、これまでどおり、中継基地で受付をしていただく必要があります。
町民の方はご自宅への経路についてご不明の点がございましたら、町役場にお問い合わせください。

